

第9回（仮称）はりま新宮小中一貫校開校準備委員会  
一次 第一

日時 令和7年12月16日（火）  
午後7時から  
場所 新宮総合支所第1会議室

1 開 会

2 議 事

(1) (仮称) はりま新宮小中一貫校 校章デザイン募集結果について

(2) 校章に採用するデザインの選定について

(3) 校章デザイン選定に係る今後の予定について

3 報告事項

(1) 校歌について

4 その他

5 閉 会

(仮称) はりま新宮小中一貫校開校準備委員会委員

令和7年12月16日現在

校区等	氏名	選出団体	備考
西栗栖小学校	今 江 伸	地 区 自 治 会	委員長
	山 田 響 子	小 学 校 P T A	
	竹 林 絢 加	未 就 学 児 保 護 者	
	田 渕 直 子	小 学 校 校 長	
東栗栖小学校	保 田 義 一	地 区 自 治 会	御逝去
	上 田 哲 也	小 学 校 P T A	
	前 床 佐 和 子	未 就 学 児 保 護 者	
	香 田 有 紀 子	小 学 校 校 長	
香島小学校	田 中 一 典	地 区 自 治 会	
	前 川 あ い	小 学 校 P T A	
	荒 木 健 太 郎	未 就 学 児 保 護 者	
	前 川 正 樹	小 学 校 校 長	
新宮小学校	河 井 由 一	地 区 自 治 会	
	木 南 裕 樹	小 学 校 P T A	副委員長
	北 川 早 希 子	未 就 学 児 保 護 者	
	井 口 浩 一	小 学 校 校 長	
越部小学校	菅 野 豊	地 区 自 治 会	
	久 保 真 依	小 学 校 P T A	
	堂 野 能 伸	未 就 学 児 保 護 者	
	竹 元 健 二	小 学 校 校 長	
新宮中学校	重 石 貴 央	中 学 校 P T A	
	圓 田 雅 也	中 学 校 校 長	

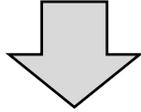
(敬称略)

(仮称) はりま新宮小中一貫校校章デザイン募集結果

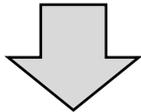
応募点数		180点
応募人数	未就学児	1人
	小学生	40人
	中学生	7人
	高校生	106人
	一般	19人
	計	173人

## 校章デザイン選定に係る今後の予定について

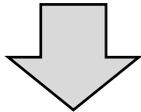
- ・ 次回（第10回）開校準備委員会において、候補作品の中から校章に採用する作品を決定
- ・ 校章に決定した作品を最優秀作品、5点程度を優秀作品とする。



- ・ 校章に採用する作品のデザイン及び配色を専門業者により補正



- ・ 補正後の校章デザインを委員長、副委員長が確認し、デザイン確定
- ・ 確定後デザインを各委員に送付



- ・ 校章デザインの決定について記者発表
- ・ 受賞されたデザインの応募者を表彰

## 校歌について

(仮称) はりま新宮小中一貫校の校歌については、次の(1)～(3)のいずれかとする。

- (1) 現在の新宮中学校の校歌を使用する。
- (2) 新たに小中一貫校の校歌を作成する。
- (3) 小学校は新たに校歌を作成し、中学校は現在の新宮中学校の校歌を使用する。

### 新宮中学校校歌に4番、5番を加えることについて

法律相談内容
現新宮中学校の校歌(3番まで)に4番、5番として新たに歌詞を加える改変について、著作権法における著作権の侵害に該当するか。
弁護士回答
まず、今回の改変は、現在3番まである校歌に4番、5番を加えるという改変であり、一時のものではなく、将来的に続いていく改変である。 また、どうしてもこれを加えなければいけないという理由も無い。 著作権法第27条の規定では、著作者は、著作物を翻案する権利を専有するとしている。専有という点から、基本的には著作者以外がその著作物を改変することはできない。著作者以外がどうしても改変しないとイケない場合は、相当の理由が必要となる。著作者である作詞・作曲者からすると、この作品は、3番までで完結しているのであって、後から加えたり引いたりすることはできない。これが著作権の考え方である。 よって、現在の校歌に新たに4番、5番を加えることは、著作権法第20条第2項に規定する「やむを得ないと認められる改変」には当たらず、また、第27条に規定する「著作者の翻案権の専有」にも反するため、著作権の侵害に該当する。